

つちはし事務所通信

8

AUGUST

2023



発行:つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年8月1日

重要

新しい資本主義の加速に向けて「三位一体の労働市場改革」など(骨太の方針 2023)

令和5年6月中旬に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針) 2023」が閣議決定されました。中心的な政策方針として「新しい資本主義の加速」が掲げられていますが、その柱といえる「三位一体の労働市場改革」などを確認しておきましょう。

.....骨太の方針 2023/新しい資本主義の加速・三位一体の労働市場改革などの概要..... **働き方改革!**

<三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成など>

□ 三位一体の労働市場改革

- リ・スキリングによる能力向上支援(5年以内に過半を個人経由での給付等)
- 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- 成長分野への労働移動の円滑化(失業給付制度の見直し、モデル就業規則の改正*、退職所得課税制度の見直し等)



という三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

□ 家計所得の増大と分厚い中間層の形成

非正規雇用労働者の処遇改善、最低賃金の引上げ(今年は全国加重平均1,000円の達成を含めて議論、今夏以降1,000円達成後の引上げ方針についても議論等)や地域間格差の是正、適切な価格転嫁・取引適正化、資産運用立国の実現、資産所得倍増プランの実行を行う。

□ 多様な働き方の推進

短時間労働者に対する雇用保険の適用拡大の検討(2028年度までを目途に実施)、働き方改革の一層の推進等を行う。

→これらにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する

★どのような形で具体化されるのか、動向に注目です。なお、上記の*の「モデル就業規則の改正」は、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けたモデル就業規則の改正を行おうとするものです。そのほか、もう少し詳しく知りたいということがあれば、気軽にお尋ねください。

要確認

子ども未来戦略方針から見る、今後の社会保険制度の変更

2023年6月13日、大きな話題となっていた「子ども未来戦略方針」(以下、「方針」という)が閣議決定され、正式な内容が公表されました。今後、この方針に沿った法改正等が進められることとなりますが、今回は方針の中で触れられている社会保険に関連した内容を確認します。

<社会保険の2つの壁> 社会保険(健康保険・厚生年金保険)は、定められた加入基準を満たすことで、従業員自身が被保険者となり、会社とともに保険料を負担します。この保険料負担に絡み、2つの壁が存在しています。

① 106万円の壁	② 130万円の壁
厚生年金保険の被保険者数101人以上の企業(特定適用事業所)では、以下の3つの基準をすべて満たすことで、社会保険に加入し、保険料を負担することになっています。 <ol style="list-style-type: none">1. 週の所定労働時間が20時間以上2. 所定内賃金が月額8.8万円以上3. 学生でない	保険料を直接負担する必要がない健康保険被扶養者および国民年金第3号被保険者として認定される要件の1つに「年収が130万円未満であること」があります。この壁を超えると、国民健康保険の被保険者や、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の負担が生じます。

<社会保険の適用拡大>

①②の壁があることで、これらの年収以上とならないように労働時間や賃金額を抑制する従業員が一定数存在します。方針では、「いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む」としており、男女ともにキャリアを築き、男女ともに育児を行うこと等を促進しようとしています。

<雇用保険の適用拡大>

雇用保険は、週の所定労働時間が20時間以上であることが加入基準の一つとされており、加入し、支給要件を満たすことで失業等給付や育児休業給付等を受給することができます。



(次ページへ続く)

方針では、雇用保険の加入基準を拡大し、週の所定労働時間が20時間未満の従業員にも失業等給付や育児休業給付等を受給できるようにするとしています。なお、拡大する範囲は「制度に関わる者の手続や保険料負担も踏まえて設定する」としており、施行は2028年度までを目途としています。

★ここで取り上げた社会保険の壁の他に、所得税の壁も指摘されているところです。世帯として短期的に手取り収入が多くなる方法を探す傾向が強く見られますが、長期的なキャリア形成という観点から働き方を考えることも重要でしょう。

助成金情報

「業務改善助成金」を活用した賃金引き上げと生産性の向上に取り組みませんか

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部が助成される制度です。10月に発効される地域別最低賃金に合わせて事業場内最低賃金を引き上げ予定の場合は、申請を検討してはいかがでしょうか。

……………「業務改善助成金」制度の概要／申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限：令和6年2月28日）……………

□ 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金(*)の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

(*)徳島県は855円(R4.10月発効)

★事業場内最低賃金の(30円以上)引き上げ計画、設備投資等の計画を立て、事業場ごとに申請

★交付決定後に計画通りに事業を進め、事業の結果を報告

□ 対象となる設備投資など

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金



□ 助成金の額

生産性向上に資する設備投資等にかかった費用 × 助成率(※) と 助成上限額 のいずれか安い方の金額

③助成額の上限は、引き上げる最低賃金額、引き上げる労働者の人数、事業場規模によって変わります。(30～600万円)

④全ての労働者の賃金を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。

※助成率は、申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金によって変わります。

870円未満 ⇒ 9/10	870円～920円未満 ⇒ 4/5(9/10)	920円以上 ⇒ 3/4(4/5)
---------------	-------------------------	-------------------

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

★一定の要件に当てはまる事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。助成金を活用し、生産性向上の取り組みを推進していきましょう。詳しく知りたいということがあれば、気軽にお尋ねください。

◆あとがき◆つちはし事務所より

暑中お見舞い申し上げます

「災害級の」と枕詞が付くほどの猛暑が続いています。熱中症にはくれぐれもご注意の上、ご自愛ください。そんな暑さの中でも、夕方になるとそこから「ぞめき」のリズムが聞こえてきて、徳島の夏を感じます。つちはし事務所も、阿波踊り期間の8月12日～15日までお盆休みとさせていただきます。ご不便をおかけしますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

★政府の骨太の方針でも、「賃上げ」について書かれていましたが、それを受けてか、7月末、厚生労働省の中央最低賃金審議会では、最低賃金を全国加重平均で41円引き上げて1002円とする目安が出されました。地方での審議はこれからですが、今、855円の徳島の最低賃金も900円に近い値に引き上げられるのではないかと、考えられます。フルタイムの月給者であれば、155,000円以上が目安となりそうです。

★毎年10月初めには、各県の最低賃金額が発表されますので、賃金の引き上げに伴う助成金「業務改善助成金」を利用するなら今の時期がラストチャンス。生産性向上に資する設備投資をする予定があるなら、助成金の利用を検討してみてもいいかもしれません。ただし、まずは計画書を提出し、それが認められてはじめて設備投資が可能となりますので、十分な時間的余裕をもって取り組む覚悟が必要です。計画書と一緒に提出しなければならない書類も多岐に渡ります。詳しくはつちはし事務所にお問い合わせください。

